

## 農林漁業者が旅館業法施行令および施行規則の特例を用いて、簡易宿所の経営許可（農林漁業体験民宿業）申請をする際の事前確認に係る取扱要領についてのQ & A

Q 1 . 農林漁業体験民宿業（農家民宿）とはなんですか？

A 1 . 農村休暇法第二条5項において「農林漁業体験民宿業」とは、施設を設けて人を宿泊させ、農林水産省令で定める農村滞在型余暇活動又は山村・漁村滞在型余暇活動に必要な役務を提供する営業をいう。」と規定されていることから、農村休暇法施行規則第2条に定める役務を提供する営業を行うのであれば、農林漁業者であるか否か、客室延床面積が33㎡未満であるか否かに関わらず、「農林漁業体験民宿業」となります。

農村休暇法関係・農山村振興課・各地域振興局農林部農林企画課

Q 2 . 申請者が農林漁業者以外の場合は、旅館業法上の特例は適用にならないのですか？

A 2 . 通常、旅館業法では客室延床面積が33㎡未満の場合は、簡易宿所の経営許可申請ができません。しかし、この事前確認により、農林漁業者が行う農林漁業体験民宿業であることが確認された場合に限って、旅館業法施行規則第5条第4項の特例により簡易宿所の経営許可申請が可能となります。

旅館業法関係・生活衛生課・各保健所（地域振興局福祉環境部環境指導課）

Q 3 . 食品衛生法上の特例はありませんか？

A 3 . 食事の提供をする場合には、旅館業法の経営許可とは別に、食品衛生法の営業許可も必要となります。その際、客室の延床面積が33㎡未満で特例によって旅館業法の経営許可を受けた施設の場合に限り、食品衛生法施行条例別表の施設基準において、調理室の床面積は6.6㎡以上で、自宅用と兼用可、配膳室の設置を要しない、調理室内に専用の手洗い設備の設置を要しない、という特例が認められます。（ただしこの特例による食品衛生法の営業許可は概ね10食以下で宿泊者のみへの提供に限られます）

食品衛生法関係・生活衛生課・各保健所（地域振興局福祉環境部環境指導課）

Q 4 . 建築基準法上の特例はありませんか？

A 4 . 建築基準法では、旅館業法の簡易宿所は建築基準法の旅館に含まれますが、「農家民宿等に係る建築基準法上の取扱いについて（技術的助言）」（平成17年1月 国土交通省）により、住宅の一部を農林漁業体験民宿業として利用するもののうち、客室の床面積が33㎡未満であって、避難上支障が無いと認められる建築物については、同法上旅館には該当しないものとして扱います。これにより建築基準法施行令第114条「主要な間仕切り壁は準耐火構造」、同126条の4「宿泊室、廊下、階段などに非常用照明装置を設置」の適用を受けず、設置を要しません。

建築基準法関係・建築住宅課・各地域振興局建設部建築課

Q 5 . 消防法上の特例はありませんか？

A 4 . 消防法では、農家民宿は消防法上の旅館業に該当する区分となり、面積等の条件によって消防用設備等の設置が義務づけられていますが、民宿として使用する居室等の面積が50㎡未満、かつ住宅全体の1/2未満の場合は、消防用設備等の設置義務は一般住宅扱いとなり、主な消防用設備等の設置等の義務が生じません。

また、民宿として使用する居室等の面積が50㎡以上、もしくは住宅全体の1/2以上となる場合は、旅館業に該当する区分となりますが、農林漁業体験民宿業の場合は、「民宿等における消防用設備等に係る消防法令の技術上の基準の特例の適用について」（平成19年1月 消防庁）により、一定の条件を満たしていれば、消防長等の判断で、1)「誘導灯」及び「誘導標識」、2)「消防機関へ通報する火災報知設備」について特例基準が適用され、設置を要しません。

消防法関係・総合防災課・各消防本部